

株 主 各 位

第32期定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制  
及び当該体制の運用状況  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

上記事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://corp.jbs.co.jp>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

日本ビジネスシステムズ株式会社

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、内部統制システム構築基本方針を策定し、業務を適正かつ効率的に執行するために、社内諸規程により職務権限及び業務分掌を明確に定め、適切な内部統制が機能する体制を整備しております。その概要は以下の通りです。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを確立し、透明で公正な意思決定を担保するため、次の体制を構築する。

##### イ. コンプライアンス

- (イ) 取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス行動指針」を制定する。
- (ロ) リスク・コンプライアンスを所管する役員を設置し、取締役、執行役員及び従業員に対する適切な教育研修体制を構築する。
- (ハ) コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスに係る内部通報・相談制度を設ける。
- (ニ) 取締役、執行役員及び従業員の法令・定款違反等の行為については懲戒に関する規則類を制定し、適正に処分を行う。
- (ホ) 反社会的な勢力には毅然とした態度で臨み、いかなる便益も供与せず、一切の関係を遮断し、そのために必要となる取引の防止及び対応を行う。
- (ヘ) コンプライアンス部門は、取締役、執行役員及び従業員に対してコンプライアンスに関する教育・研修を継続的に実施する。

##### ロ. コーポレート・ガバナンス

- (イ) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規則」及び「コンプライアンス行動指針」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- (ロ) 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議、「役員規則」及び「組織規則」その他の社内規則類に従い、当社の業務を執行する。
- (ハ) 取締役会による意思決定と監督機能の強化を図るために執行役員制度を採用する。執行役員は、重要な使用人として「執行役員規則」に従い取締役会の決議をもって任命するものとし、取締役会の決定に従い、定められた範囲内で職務の執行にあたる。
- (ニ) 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携して、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

#### ハ. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性を確保するため、財務報告作成担当部署を定め、財務報告作成担当部署は、「経理規程」、「原価計算規程」その他の規則類を整備し、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。

#### 二. 内部監査体制

(イ) 当社は、当企業集団のコンプライアンス体制の有効性を監査するため代表取締役社長直轄の内部監査室を設置する。

(ロ) 内部監査室は、「内部監査規則」を定め、その定めに従い内部監査を行う。また、内部監査室は、必要に応じ、監査役及び会計監査人との間で協力関係を構築し、効率的な内部監査を実施するように努める。

(ハ) 各主管部及び受査部署は、内部監査室からは是正又は改善指摘がなされた場合及び必要があると認めた場合には、速やかにその対策を講ずる。

(ニ) 内部監査室は、監査結果を定期的に代表取締役、取締役会及び監査役会に報告するものとする。また、代表取締役社長、監査役及び内部監査室は、定期的に意見交換を行う。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、これを適切に保存・管理するため、次の体制を構築する。

##### イ. 情報の保存・管理

取締役会及び経営会議等の職務の執行に係る重要な文書の取り扱いは、「取締役会規則」、「経営会議規則」及び「文書管理規程」に従い、適切に保存、管理及び廃棄の運用を実施する。

##### ロ. 情報の閲覧

各主管部は、取締役又は監査役が求めた場合、ただちに当該請求のあった文書及びデータをその閲覧に供する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規則類の整備その他の体制

当社は、損失の危険（以下、「リスク」という。）を管理し、事業遂行から生じる危険を極小化するため、規則類の整備を含め、次の体制を構築する。

イ. 当社は、日常の業務遂行から生じる多様なリスクを可能な限り未然に防止することを第一義とし、「リスク管理規則」を制定し、リスクを「経営リスク」、「財務経理・業務リスク」、「営業リスク」、「サービス提供リスク」、「セキュリティリスク」、「社内システムリスク」、「人材リスク」、「広報リスク」、「災害事故リスク」、「法令違反リスク」等に分類するとともに、リスクの特定、計測、コントロール及びモニタリングからなるリスク管理プロ

セスによって適切にリスクを管理し、回避、軽減その他の必要な措置を行う。

- ロ. リスク管理部門は、「リスク管理規則」に基づき、リスク管理委員会を運営するとともに、リスクに対する評価・分析及び対策・対応についての進捗状況を取りまとめる。
- ハ. リスク管理委員会は、リスク重要度及びリスクオーナーの決定を行い、リスクオーナーにより策定及び実行される対応策の確認及び促進を行うことで、リスクの低減及び未然防止を図る。
- 二. 危機管理担当役員は、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- ホ. リスク管理部門は、取締役、執行役員及び従業員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
- ヘ. リスク管理担当役員は、定期的にリスク管理状況を取締役会及び経営会議に報告するとともに、経営会議は、毎年、リスク管理体制について見直しを行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務執行が効率的に行われるようにするため、以下の体制を整備する。

イ. 取締役会、経営会議及び各種社内委員会

- (イ) 取締役会は、定時開催の他、必要に応じて臨時に開催するものとし、適切な職務遂行に支障を来さないための体制を確保する。また、取締役会の諮問機関として指名委員会及び報酬委員会を設置する。
- (ロ) 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会付議事項を事前に検討する。また、経営会議の諮問機関として各種の委員会を設置する。
- (ハ) 当社は、計数的な予実管理をはじめ個別施策の達成状況について継続的に検証し、経営目標の達成管理を適切に行う体制を整備する。

ロ. 職務権限及び権限委譲

取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、日常の職務遂行に際しては、「組織規則」の別表「決裁権限一覧」、「業務分掌一覧」等に基づき権限の委譲を行い、業務執行取締役及び執行役員の指揮命令の下、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における企業価値向上及び業務の適正を確保するための体制

当社は、次の体制を構築する。

イ. 子会社管理体制

グループ会社を統括するため、グループ会社ごとに主管部署を定め、当該主管部署が「関

係会社管理規則」その他の社内規程に従い、グループ会社の経営管理及び経営指導にあたる。

ロ. コンプライアンス

(イ) 当社グループ各社で「企業理念」、「コンプライアンス行動指針」の趣旨の共有を図り、徹底することにより、グループとしての企業価値の向上を確保する。

(ロ) 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」及び「取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制」の記載事項の全てについて、当社グループとしての管理体制を構築、整備及び運用する。

(ハ) グループ各社から定期的に経営状況及び財務状況の報告を受ける。

ハ. 内部監査

内部監査室の業務監査により、グループ各社に対して監査を実施する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くこと及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、次の体制を構築する。

イ. 監査役の職務を補助する使用人の設置

(イ) 当社は、監査役の職務を補助する使用人として監査役スタッフを当社使用人の中から任命する。

(ロ) 監査役スタッフの任命にあたっては、監査役会の意見を尊重し、監査役会の事前の同意を得なければならない。

ロ. 監査役の職務を補助する使用人に対する指揮命令権限及び人事権

(イ) 監査役スタッフは、監査役会又は監査役の指揮命令に基づき業務を遂行するものとし、取締役等からの指揮命令を受けない。

(ロ) 監査役スタッフの人事異動、人事評価、懲戒等については、その独立性を確保するため、監査役会の意見を尊重し、監査役会の事前の同意を得たうえで決定する。

⑦ 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、次の体制を構築する。

イ. 監査役は、監査役スタッフに対し、監査業務に必要な事項を指示することができる。監査役スタッフは、当該指示に基づき、会議出席、関係者の聴取、社内資料及び情報の確認その他必要な調査を行う権限を有する。

ロ. 監査役スタッフが他の部署の使用人を兼務する場合、監査役スタッフ業務の遂行を優先す

ることができる。また、兼務する他部署の上長及び取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は必要な支援を行う。

- ⑧ 取締役及び執行役員その他使用人並びに子会社の取締役、執行役員及びその使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び執行役員その他使用人の報告体制
- (イ) 取締役及び執行役員その他使用人並びに子会社の取締役、執行役員及びその使用人は、監査役会又は監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
  - (ロ) 当社は、取締役及び執行役員その他使用人並びに子会社の取締役、執行役員及びその使用人から報告を受けた者が、監査役に報告をするための体制を整備する。
  - (ハ) 監査役への報告事項は以下のとおりとする。
    - ・取締役会及び経営会議で決議又は報告された事項
    - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
    - ・内部監査の実施状況及びその結果
    - ・重大な法令違反等
    - ・内部通報・相談の状況及び通報・相談された事案の内容
    - ・その他監査役が報告を求める事項
- ロ. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ) 監査役は、取締役、執行役員又は従業員から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
  - (ロ) 監査役は、報告をした執行役員又は従業員の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、次の体制を構築する。
- イ. 監査役及び監査役スタッフの重要会議への出席
- (イ) 当社は、監査役が取締役会及び経営会議に出席するほか、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会その他重要な社内の委員会にオブザーバーとして出席することにより、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供が可能な体制を構築する。
  - (ロ) 当社は、監査役スタッフが、監査役に同行して、又はその指示を受けて、取締役会、経営会議、リスク管理委員会その他重要な社内の会議に出席する機会を確保する。
- ロ. 監査役との連携等
- (イ) 代表取締役社長及び内部監査室は、監査役会及び監査役と定期的に意見交換を行う。



- (ロ) 取締役、執行役員及び従業員は、監査役会又は監査役からの調査もしくはヒアリング依頼に対し、協力するものとする。
- (ハ) その他、取締役、執行役員及び従業員は、「監査役監査基準」に定めのある事項を尊重する。
- (二) 内部監査室は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的な会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図る。

#### ハ. 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

#### 二. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システム構築基本方針に基づく当事業年度の主な運用状況は次の通りであります。

### ① コンプライアンスに関する事項

- イ. 取締役社長直轄のコンプライアンス委員会を設置し、「コンプライアンス行動指針」に基づき当社における役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等の推進・徹底を図っております。
- ロ. 全取引先に対する反社会的勢力チェック体制の整備、取引先が反社会的勢力であると判明した場合の関係遮断のための体制の強化を行い、それぞれ運用しております。
- ハ. また、内部通報制度としてJBSホットラインを設置しており、社内窓口とともに弁護士による社外窓口を設けております。それぞれの窓口には毎月一定の通報があり、内部通報に関する規則類に基づき適正に対応しております。
- 二. 新入社員や中途入社社員を対象としたコンプライアンス研修を実施しております。
- ホ. 当事業年度では役員及び従業員を対象としてインサイダー取引についての研修を実施し、インサイダー取引発生の予防に取り組んでおります。

### ② リスク管理に関する事項

- イ. リスク管理については、「リスク管理規則」に基づき、毎月1回リスク管理委員会を開催しており、リスク管理委員会による定期的なリスクモニタリングを実施しております。
- ロ. リスク管理委員会では、毎月各部署から提出されるリスクモニタリングシートからリスク

やその予兆を察知し、各部署を代表したリスク管理委員会メンバーやオブザーバーとして参加する監査役、内部監査室長等とともに、リスクの低減、回避に取り組んでおります。とくに、対応を要する重要なリスクについては、対応主管組織を決定し、リスクへの対処を行っております。

- ハ. 昨年度に引き続き当事業年度も緊急対策本部を設置し、新型コロナウイルス感染拡大防止のためのリスクマネジメントを行っております。

③ 内部監査に関する事項

内部監査部門において、全社網羅的に計画の上、法令及び定款遵守、リスク管理体制の有効性の観点から、社内規則類に従って業務が運営されているかの監査を順次実施しており、その結果は定期的に代表取締役、取締役会及び監査役会に報告しております。

④ 取締役及び使用人の職務執行に関する事項

イ. 「取締役会規則」、「組織規則」等の社内規則類に基づき、当社の取締役及び使用人の職務執行の効率性を確保しているほか、取締役会においては十分に審議できる環境を確保しております。

ロ. 取締役会は、社外取締役4名を含む7名で構成しており、当該事業年度中20回開催し、取締役会の決議を要する重要事項を審議・決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

ハ. また、取締役の職務執行に係る情報（文書又は電磁的記録）及びその他の重要な情報については、法令及び社内規定に基づき総務部が適切に保存、管理しております。

⑤ 監査役の職務に関する事項

イ. 監査役会の要請に基づき監査役スタッフを複数名任命し、監査役会又は監査役の指示に基づき補助業務に従事させております。

ロ. 監査役は、取締役会、経営会議その他当社の重要な会議に出席するとともに、定期的に当社及び当社グループの取締役及び使用人にヒアリングを行っているほか、社外取締役や会計監査人との会合を設け連携を継続的に図ることで、監査の実効性を確保しております。

ハ. また、監査役は、取締役の業務執行を監査するという基本的な役割に基づき、監査を実施する社内各部署との協調・連携を強化しています。



# 株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	539	1,108	4,588	5,697	5	200	8,294	8,500	△ 1,479	13,258	
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				-			186	186		186	
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	539	1,108	4,588	5,697	5	200	8,481	8,686	△ 1,479	13,444	
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当				-			△ 392	△ 392		△ 392	
当 期 純 利 益				-			2,647	2,647		2,647	
自己株式の消却			△ 506	△ 506				-	506	-	
自己株式の処分			3,343	3,343				-	598	3,942	
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )				-				-		-	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,836	2,836	-	-	2,255	2,255	1,105	6,197	
当 期 末 残 高	539	1,108	7,425	8,533	5	200	10,736	10,942	△ 373	19,642	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	80	80	0	13,338
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		-		186
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	80	80	0	13,525
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		-		△ 392
当 期 純 利 益		-		2,647
自己株式の消却		-		-
自己株式の処分		-		3,942
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	△ 9	△ 9		△ 9
当 期 変 動 額 合 計	△ 9	△ 9	-	6,188
当 期 末 残 高	71	71	0	19,713

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① その他有価証券

- ・ 時価のあるもの                      時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 時価のないもの                      移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資、並びに匿名組合契約に基づく出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

##### ② 棚卸資産

- ・ 商品                                      移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・ 仕掛品                                      個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 重要な固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び2016年4月1日以後取得の建物附属設備については定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（附属設備含む）                      8年～50年

車輻運搬具                                      4年

工具、器具及び備品                      2年～15年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職金規定に基づく当期末要支給額を計上しております。
- ④ 受注損失引当金  
受注案件に係る将来の損失に備えるため、当期末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もる事が可能なものについては、損失見込額を計上しております。
- ⑤ 修繕引当金  
従業員社宅の将来の修繕費用の支出に備えるため、一定の見積基準により計算された修繕費用を引き当てております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ① ハードウェア・ソフトウェアの販売  
ハードウェア・ソフトウェア等製品の販売を行っており、製品を顧客へ引き渡す義務を負っております。当該契約については、製品を顧客へ引き渡した時点で顧客が製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されるものと判断していることから、引き渡し時点で収益を認識しております。なお、一部の製品においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
- ② その他のサービス
  - a. 請負契約によるシステム開発及びインフラ構築等を行っており、成果物を引き渡す義務を負っております。当該契約については、開発中のシステム等を他の顧客又は別の用途に振り向けることができず、遂行した作業について対価を受領する権利が発生することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。
  - b. 準委任契約によるシステム運用支援及び保守サービスを行っており、契約期間にわたって役務を提供する義務を負っております。当該契約については、日常的又は反復的なサービスであり、契約期間の経過に応じて履行義務が充足されると考えられるため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、顧客との契約において約束された金額を役務提供期間にわたって按分し、収益を認識しております。
  - c. クラウド環境を利用したサブスクリプションサービスを行っており、一定のサービスの利用環境を維

持、提供する義務を負っております。当該契約については、日常的又は反復的なサービスであり、利用期間の経過や利用量に応じて履行義務が充足されると考えられるため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、契約に基づく単価と当該サービスの利用量等より算出された金額で収益を認識しております。

なお、上記のうち、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当すると判断したもののについては、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね2ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ① ヘッジ会計の方法

###### ・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

###### ・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

###### ・ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用することとしております。

###### ・ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

##### ② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### ③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却をおこなっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 「収益認識に関する会計基準」等の適用

当事業年度の期首から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」及び「前受収益」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高が462百万円、売上原価が87百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ375百万円増加しております。また、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は186百万円増加しております。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

### （貸借対照表）

前事業年度において、独立掲記していた「無形固定資産」の「ソフトウェア仮勘定」（当事業年度43百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

### （損益計算書）

前事業年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「受取利息及び配当金」（当事業年度18百万円）、「投資有価証券売却益」（当事業年度15百万円）、「投資事業組合運用益」（当事業年度1百万円）、「固定資産受贈益」（当事業年度1百万円）、及び、「営業外費用」の「投資有価証券売却損」（当事業年度0百万円）、「投資事業組合運用損」（当事業年度4百万円）、「貸倒引当金繰入額」（当事業年度11百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

##### (1) 繰延税金資産の回収可能性

###### ① 当事業年度の計上額

- ・繰延税金資産 692百万円

###### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### ・算出方法

当社は、一時差異等のスケジュールリングの結果、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

###### ・主要な仮定

収益力に基づく将来の課税所得の十分性を判断するにあたっては、将来の事業計画を基礎としており、当該見積りには、将来の売上予測の仮定を用いております。

###### ・翌事業年度の財務諸表に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得水準の見積りに依存するため、結果として将来の繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響を与える可能性があります。

##### (2) 一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益（請負契約によるシステム開発及びインフラ構築等）

###### ① 当事業年度の計上額

- ・売上高（検収済のプロジェクトを除く。） 554百万円

###### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### ・算出方法

請負契約によるシステム開発及びインフラ構築等、遂行した作業の進捗に応じて履行義務の充足が認められる案件については、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。その履行義務の充足に係る進捗度は、プロジェクトごとの原価総額の見積額に対する当事業年度末までに発生した原価の割合により算出しております。

###### ・主要な仮定

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益において、重要な会計上の見積りはプロジェクトごとの原価総額であり、プロジェクトの遂行に伴い発生が見込まれる作業工数が主要な仮定となります。作業工数の見積りは、プロジェクトの管理に関する専門的な知識と経験を有するプロジェクトマネージャーにより個別に行われます。

###### ・翌事業年度の財務諸表に与える影響

プロジェクトにおいて将来発生が見込まれる作業工数については、現況を踏まえて継続的に見直しを実施しておりますが、前提条件（要求仕様や工期等）の変更等により、当初見積りの変更が発生した場合、翌事業年度に係る計算書類において認識する金額に影響を及ぼす可能性があります。



## 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,943百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	226百万円
長期金銭債権	123百万円
短期金銭債務	44百万円
(3) 債権流動化に伴う偶発債務	1,081百万円

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業収益	769百万円
営業費用	250百万円
営業取引以外の取引	13百万円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式（株）	53,111	26,502,389		2,372,300		24,183,200

(注) 発行済株式の増加は、株式分割による増加26,502,389株によるものです。また、発行済株式の減少は、自己株式の消却による減少2,372,300株によるものです。

### (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式（株）	13,852	6,912,148		5,176,000		1,750,000

(注) 自己株式の増加は、株式分割による増加6,912,148株によるものです。また、自己株式の減少は、自己株式の消却による減少2,372,300株及び自己株式の処分による減少2,803,700株によるものです。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年12月15日 定時株主総会	普通株式	392	10,000	2021年9月30日	2021年12月16日

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年12月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	897	40	2022年9月30日	2022年12月19日

(注) 当社は、2022年6月3日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社の取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制をとることでリスクの低減を図っております。

投資有価証券は主として株式及び債券であり、これらは四半期ごとに時価の把握を行っております。

敷金及び保証金は、主に事業所の賃借に伴う敷金及び保証金であります。これらは差入れ先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約に際し差入れ先の信用状況を把握するとともに、適宜差入れ先の信用状況の把握に努めております。

買掛金は、1年以内の支払期日です。買掛金や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社は、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りです。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 敷 金 及 び 保 証 金	2,010百万円	1,680百万円	△ 329百万円
② 長 期 借 入 金 (注 3)	6,171	6,154	△ 17
③ デリバティブ取引 (注 4)	—	—	—

(注) 1. 現金及び預金、売掛金、買掛金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

#### 2. 市場価格のない株式等

	貸借対照表計上額
非上場株式	9百万円
関係会社株式	712
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	267

3. 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については ( ) で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上されている金融商品

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷 金 及 び 保 証 金	－	1,680百万円	－	1,680百万円
長 期 借 入 金	－	6,154	－	6,154

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

差入先ごとに返還予定時期を見積もり、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」には、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。（下記「長期借入金」参照）

長期借入金

元利金の合計を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都内において賃貸用の住宅マンション（土地を含む。）を有しております。当事業年度における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は7百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価及び販売費及び一般管理費に計上）であります。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額	時価
247百万円	296百万円

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。  
2. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

賞与引当金	491百万円
役員退職慰労引当金	105百万円
敷金償却	98百万円
未払費用（法定福利費）	73百万円
未払事業税	70百万円
不動産減損損失	70百万円
前払費用	53百万円
ゴルフ会員権評価損	50百万円
特別修繕引当金	35百万円
その他	101百万円
繰延税金資産小計	<u>1,151百万円</u>
評価性引当額	<u>△395百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>755百万円</u>

### 繰延税金負債

未収金概算計上	△31百万円
その他有価証券評価差額金	<u>△31百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△63百万円</u>
繰延税金資産の純額	692百万円

## 11. リースにより使用する固定資産に関する注記

転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上している額

リース投資資産	流動資産	182百万円
リース債務	流動負債	177百万円



## 12. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
関連会社	(株) 日 テ レ W a n d s	所有 直接 20.2%	当社商品の販売、サービスの提供、役務の受入、社員の出向	増資の引受 (注)	482	—	—

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社が(株)日テレWandsの行った第三者割当増資を1株につき71,807.80円で引き受けたものです。

### (2) 役員及び主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	(株) ピー・アンド・イー・ディレクションズ	所有 直接 -	当社商品の販売、サービスの提供、サービスの利用、役員の兼務	IT関連商品販売、SE・ITサービスの提供 (注)	11	売掛金	0

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) IT関連商品販売、SE・ITサービスの提供の価格その他の取引条件については、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

### 13. 収益認識に関する注記

#### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	計
	クラウド インテグ レーショ ン	クラウド サービス	ライセン ス & プロ ダクツ		
売上高					
一時点で移転される財又はサービス	801	492	50,443	0	51,738
一定の期間にわたり移転される 財又はサービス	17,542	12,879	4,149	－	34,571
顧客との契約から生じる収益	18,344	13,371	54,593	0	86,309
その他の収益	－	－	－	15	15
外部顧客への売上高	18,344	13,371	54,593	15	86,325

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、不動産賃貸等を含んでおります。

#### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

#### (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

##### ① 契約資産及び契約負債の残高等

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	9,069百万円	10,227百万円
契約資産	－	1,092
契約負債	1,671	1,837

契約資産は、請負契約及び請負契約を含む複数要素の取引において、発生コストをもとに進捗率を計算して収益を認識したことによって生じた顧客に対する未請求の権利であります。契約負債は、主に、請負契約及び保守サービス契約における顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取崩されます。なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,013百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、予想契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

**14. 1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たりの純資産額 878円76銭

(2) 1株当たりの当期純利益 131円98銭

(注) 当社は、2022年6月3日付で株式1株につき500株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

**15. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。